「白川郷十八ケ村と下田問屋運送争い」の経過と江戸での裁判の経緯について

上村文隆

① 剣村留帳に記載されていたことと下田村の記録について
② 発端　（白川郷について　口銭について　訴訟書）
③ 経過　（返答書）
④ 引合いの村々について（宿と評定所と奉行役宅など）
⑤ 江戸での裁判　（内済の働きかけ）
⑥ 下田村の追訴と江戸留守居役
⑦ 判決とその後の経過

① 剣村留帳に記載されていたことと下田村の記録について

「剣村留帳」には引合いとして江戸に行って評定所に呼び出され、この裁判の経緯が詳しく書いてあった。一方、下田村の記録には訴えの書類が詳しく載っている。この二つを対比させると江戸時代の裁判などの様子がつかめるのではないか。

② 発端については「美並村史資料編」にある大野郡十八ケ村の訴訟書からわかる。

恐れ乍ら書付を以て訴訟申し上げ候

飛州大野郡村十八村惣代

大原彦四郎御代官所
同国同郡六厩村
訴訟人　源四郎
同中畑村四郎兵衛
東本願寺掛所高山照運寺領
同国同郡岩瀬村
訴訟人　九郎兵衛
新規口銭可取工に　青山大和守様御領分
荷物差押候出入　濃州郡上郡下田村
相手　問屋　長兵衛
名主　五郎助
組頭　善右衛門
百姓代　利助

口銭とは江戸時代、問屋が荷主や買い主から徴収した仲介手数料・運送料・保管料のこと。こうせん。

右訴訟人共奉申上侯、私共組合村々の義　極山中の村方故、給塩無御座候に付、油荏作り濃州武義郡上有知と申す所へ百姓所持の牛にて、前々より油荏附送年中の給塩代替来り候に付、前々の通去酉**九月中**手牛にて、上有知へ油附送り候処に、相手下田村之者共居村より弐拾町余も相離、殊に郡上川と申大川を越、福野村地内へ大勢出、口銭差出侯様に申に付、前々より差出し来り候、口役銭の義向鷲見口・坂本口右両所へ例年の通勤上は、外に可差出筋無之旨申侯得共、大勢の者強勢を以理不尽に牛付きの油荏三駄奪取られ候につき、段々挨拶に及びそうらえども、相渡し申さず候、之によって其節御支配布施弥市郎様お役所へお願い申し上げ候所、青山大和守様御役人中へお掛け合下し置かれ侯得共、下田村の者共前々より壱駄に付六拾文宛口銭取侯杯と跡形も無之偽の儀申募り、右荷物相渡し申さず侯故、給塩に陥り難儀至極仕侯、之によって是悲なく御訴訟奉申上侯、此上新規の口銭差出侯様に罷成侯ては給塩に差支白川郷

拾八ケ村渇命仕候間、以御慈悲相手の者共被為召出奪取候荷物相返新規の口銭杯と申儀不申掛、前々の通油荏荷物に不限無滞通路仕様に被為仰付被下置候様に偏に奉願上候、願の通り被為仰付被下置候は、永ク御百姓相続可仕旨難有仕合奉存候、猶又御尋の上乍恐口上にて可奉申上候　以上

飛州大野郡拾八村惣代
大原彦四郎御代官所
同国同郡六厩村
訴訟人　源四郎
中畑村
同　四郎兵衛
東本願寺掛所高山照蓮寺領
同国同郡岩瀬村
九郎兵衛

明和三戌年四月

御奉行所様

御裏書左之通り

如斯目安差上候間致返答書　来ル**六月十三日**評定所へ罷出可対決、若於不参者可為曲事者也

戌四月

大隅　印判
備前　御用方無加印
日向　御用方無加印
弾正　印判
備後　御用方無加印
越前　印判
豊前　印判
美濃　印判
伊賀　印判
出雲　印判
大炊　印判

寺社奉行や勘定奉行。詳しい名前は、最後の裁許書の中に出てくる。

御添書

目安裏判願人相手方へ裏判付候節、裏書差日前々日相手方の者江戸着相届候様、其村の名主組頭へ申談、村役人より請書可取之、於在所に出入内済の者は訴訟人と対談の上可為格別候、相手の者共若心得違無之様に此書面写取、銘々へ可相達候、若違背の者於有之は、双方可為越度此旨急度可相達者也

明和三戌年四月

一札の事

三御奉行様御連印之、来ル六月十三日御差日御評定所御差紙一通並御添書一通、右の通慥に請取申候、尤御差日前々日御掛り様迄御届ケ可申上候、御差紙面墨付よごれ等無御座候、為後日拝見請取証文仍て如件

明和三戌年五月九日　青山大和守領分

濃州郡上郡下田村問屋
長兵衛
庄屋　五郎助
組頭　善右衛門
百姓代　利助

飛州大野郡白川郷四十八ケ村惣代
六厩村　源四郎殿
中畑村　四郎兵衛殿

岩瀬村　九郎兵衛殿

③ 経過　返答書　（美並村史より）

訴えられた下田村が返答書を書いて提出している。なお、継場は荷物を継ぎ送りするのが建前であるが、荷主によっては荷物を付けたままで次の宿へ通るものがある。これを「**付通し**」と呼んでいる。しかし、これでは宿の収入にならないので、宿では上前銭と称して「付通し」の荷物についても料金を徴収した。なお藩や公儀の荷物は無料で扱わなければならないので大きな負担となっていた。

乍恐返答書を以奉申上候（恐れ乍ら返答書を以て申し上げ奉り候）

青山大和守領分
濃州郡上郡下田村
問屋　長兵衛
庄屋　五郎助
組頭　善右衛門
百姓代　利助

申上候大原彦四郎様御代官所飛州大野郡拾八ケ村惣代之由にて六厩村源四郎外弐人方より相違出訴仕、御尊判頂載相附候に付、乍恐返答書を以左に申上候

一当村の儀飛州より尾州への往還郡上通継場にて従御公儀様継場御高札被下置、右御高札通り諸事取計ひ、尤当村高三百拾石余一躰山中にて至極之困窮村方商人諸荷物継合来り、少々宛之助成を以御朱印御証文、其外御用人馬相動来リ進場相続仕来り候事

一出訴方村々飛州大野郡村々より附出候、油荏焔硝多葉粉其外之荷物継場順々継合、濃州上有知へ送り来リ候所、継場順々継合候にて駄賃銭過分相掛り、商に引合不申候間、何卒右村々より通牛にて上有知辺え附送り申度旨、尤継場付通シに仕候事故、壱駄に付六拾文宛付通銭可差出旨申之、右村々の者共達て相頼候に付、近年は右の通附通銭取之候て附通に為致候、当村より上有知へ道法（みちのり）四里、御定駄賃銭壱駄につき弐百六拾四文上下にて五百三拾弐文の所付通銭は、壱駄六拾文宛にて附送リの節計請取戻りの節は一銭も請取不申候、勿論附通銭之義当村に不限、右村々の頼にて継場の道法り遠近にて少々宛の差別は有之候得共、最寄継場何れも右頼みの趣致得心為附通候得共、是は近年の義にて前々は継場順々継合来リ候段相違無御座候事

一御領主青山大和守領分濃州（向）鷲見口・坂本口右両所は、飛州の境にて濃州の入口に付、何れにも右両所へ相掛り不申候ては飛州より濃州への通路難相成、則両所共に御領主にて御役所御建置飛州より附出シ候通牛其外、継場順々継合候荷物共に右御役所にて役銭御取立被成候、是は御領主へ相納り、継場村方之所務にて相成不申候事

一去酉九月十九日覚出訴方通牛油荏荷物三拾七駄継場往還へ相隠レ同州同郡福野村と申所へ相懸り　脇道往来仕候、右福野村は通り筋には無御座候、当村高持共見付け五六人出迎、何様の訳にて継場差置忍行いたし候哉之旨、牛方の者共相尋候得者、右牛方共誤入候につき左候はば定の通付通銭差出し、継場を相通り候様申聞候所、付通り銭持合之無きに付立帰り持参申すべく由にて、右荷物の内三駄預け置、牛方共罷帰り候、中々以当村のもの共少も理不尽の儀無御座候、牛方共了簡を以当村馬持共へ其節預け置候儀に御座候、右三駄の牛方は飛州大野郡布又村吉右衛門、一宮村和平次、町屋村伊兵衛右三人にて御座候、其後同月廿二日覚右預置候荷物請取度旨、右三人之者共より申越候に付、以来脇道不仕候様申聞懸り、右荷物相通可遣与奉存候所、却面右牛方者共、以後往還に不限何道之道ヲ通り候共構無之旨、当村より一札差出候上にて、右荷物相渡候様我促成儀申之候に付、右一札可相渡

謂無之旨、私共方より掛合候所、左候はば請取間敷旨申之今以私共方に預ケ置候、私共儀長々預り置迷惑仕候間只今にも相返少度奉存候、然ルに今般出訴方申立候、去九月中手牛にて油荏附送り候所、当村のもの共居村より弐十町余り相離レ、殊に郡上川と申大川を越福野村地内へ大勢罷出、口銭差出候様申に付、前々より差出来リ候口銭之儀、向鷲見口、坂本口右両所へ例年之通相納候上は、外に可差出筋無之旨申候得共、理不尽に牛附の油荏三駄奪取候杯と偽申上候、何分脇道自由に通路相成ては当村に不限継場村々一向相続可相成様無御座候、左候迚（とても）此上脇道へ定詰の番人も難付置、畢竟継場順々可継合荷物ヲ達ての頼にて、近年無據付通銭取之為付通候所、猶々勝に乗り我侭仕候上は、以来付為通候儀何分得心難仕、前々之通り継場順々継合候様被為仰付被下置度奉願上候、尤右一件出訴方の者共、先御支配布施弥市郎様飛州高山御役所へ願出、私共御領主御役所へ御懸ケ合有之、出訴方のもの共我意申強リ相済不申、此度　御尊判頂載相附困窮の私共難義至極仕候事

右申上候通少も相違無御座候、何卒御慈悲ヲ以右の段為被聞召訳、已来脇道不仕候様且商荷物之分、先年の通継場順々継合候様被為仰付被下置候はば、継場の村方相続相成り難有奉存候以上

明和三戌年六月　青山大和守領分

濃州郡上郡下田村　問屋　長兵衛

庄屋　五郎助

組頭　善右衛門

百姓代　利介

御奉行所様

④ 引合い（証人）の村々について

（剣村留帳より）

一引合之村々**八月十四日**国本(元)発足、八幡・福野・大矢村**十五日**に出立、**同月廿四日**江戸着也

一**八月廿四日**江戸表へ着仕り候て日々屋(日比谷)御門之内青山大和守様御屋敷へ御届申上候て、夫より江戸ばくろう町幸手屋（さってや）治郎兵衛方に宿を取、夫より一日休足仕り、**二十六日**牧野大隅守様へ着の御届申上候所、**同廿七日**に御呼出御座候、其日も白川訴訟方不残、郡上郡相手方下田村不残、剣村・八幡町・福野村・大矢村不残ラ、罷出候て腰掛に相待居候所、其日入相（いりあい）時分に右之者共御白須(州)へ御呼出被成候て、御留役方向山源太夫様、白川四郎兵衛・源四郎兵衛へ被仰出候得ば、其時源四郎・四郎兵衛申上候には、剣村にては四拾八文、八幡町にても四拾八文取申候と申上候得ば、又源太夫様被仰候には、剣村・八幡町あの者共が申通、上前銭請取申候哉と御尋被成候得ば、剣村善左衛門・八幡町彦右衛門申上候には、成程白川両人被申上候通、剣村にて四拾八文、八幡にても四拾八文にて相通シ申候と申上候得ば、又其時源太夫様被仰候には、其義ならば其方共何の子細はなきと被仰候、其時八幡問屋は荷物受払帳に不残差上被申候、剣村の義は殿様越前御領分への御荷物は記帳仕候得共、売人荷物之義は相対之上前銭ヲ受取付通シに為致候故、荷物受払帳面には付不申と申上候得ば、其時源太夫様被仰候には、其義ならハ八幡町問屋彦右衛門が帳面にて剣駅へ出入荷物相分り可申候間、追て八幡問屋彦右衛門帳面差出候得ば、白川と立合候て請取送り候荏荷物の所に下ヶ札(下札)ヲ付、追て差出候様被仰付候て、問屋彦右衛門が帳面ハ御下ヶ被成候、其後下田村の者共御呼出シ被成、又源太夫様被仰候には、何と其方ども前へ参り候て、殊に帳面も持参いたすなくと申候が越前之道法りハ何程有候哉、なぜに又帳面をば持参致候哉と、ことごとく御呵り被成候所、其義には下田村も困り入、有無の返答も無之、途方に暮て居申

候へば、其時源太夫様被仰候には、其義ならバ後日吟味可申付候間、皆々不残立ませいと仰られ候て、其日夜の四ツ時分御白州を罷立、夫より宿屋へ帰り申候

一**九月十二日**に御呼出御座候て、飛州白川訴訟方不残、郡上郡下田村相手方不残、引相之村々剣村より八幡町・福野村・大矢村迄、右之者共腰掛に差控居申候所に、其日も人合時分右之者不残御白州へ被出召、また源太夫様被仰出候には、前々申上候通に無相違かと、白川訴訟方答(書)上候口書を以御尋被成候には、剣村上前銭四拾八文出スと申が、弥（いよいよ）四拾八文にて為付通候哉と被仰候得ば、其時善左衛門申上候は、成程仰之通り白川牛方手荷物は拾六文より廿七・八文にて為付通申候、其外売人荷物之義は、何に不限上前銭四拾八文にて為付通申候と申上候得ば、其時源太夫様被仰候者、其方共義者白川之者共申通り双方口も合候故、引相之村々者共追付口書印形も可申付候間、早々立ませいと被仰候て、其日も夜之五ツ時分に御前ヲば罷立申候、其外下田村日〆帳と八幡問屋日〆帳とハ殊之外違御座候、下田村問屋帳面は荷数式百駄余りと付上ヶ被申候、荷物殊に荷主之名前も無之、八幡問屋彦右衛門付上ヶ被申候荷物は、漸（ようやく）六拾駄計りにて、荷主之名前も不残有之候故、依之下田村義は大きに御りに合(会)、可申上様も無之、途方に呉(暮)困り入り居被申候所、其時又源太夫様被仰候に者、其義ならば後日に吟味可申付候間、不残立ませと被仰出、御前ヲ罷立、其日も夜の五ツ半時分に罷出、夫より宿屋へ罷帰り申候

⑤ 内済（示談）をもちかける（剣村留帳より）

一**同（九月）十七日**に下田村不残、白川不残、剣村より八幡・福野・大矢村、右引合之村々不残御呼被仰成候に付、宿幸手屋（さってや）治郎兵衛、引合之者共へ右治（次）郎兵衛被申候には、此頃より夕べ迄白川宿見登屋へも其外訴訟方よくよく相談致候が、貴様方不残今**廿二日迄**之日延之願被成、御内済に被成下候はば、訴訟方日延御願に印形致シ差上可被申候間、兎角左様被成、日延之願御出シ被下候様、郡上宿治郎兵衛殿達而頼み彼申候に付、剣村問屋善左衛門申候には、いかに彦右衛門殿我等共は御吟味の義も相済、何の懸り合も無御座候得共、同国下田村外村々は未御吟味も相済不申内、捨置国元へ出立候義は不相成候間、何分宿治郎兵衛殿被申候通日延願に印形致シ差上可申と相談究申候、日延願印形之面々、白川訴訟方不残印形、郡上相手方下田村不残印形にて、剣村より八幡・福野・大矢村右四ヶ村江戸宿両人不残印形相済、願書差出申候所、其日暮合に御白州へ皆々不残御呼被成候て、其日直に大隅守様より御日延被仰付候て、夫より宿元へ罷帰り申候

一**同（九月）十九日**、訴訟方四人、相手方四人、引合之村々不残江戸御宿として、ばくろう町壱丁目にて茶屋をかり、何れも立合にて内済取曖候義は、下田村にては上前銭六拾四文ツ、前々より請取来り候と被申、白川衆中は前々より上有知塩まかないに参申候時、向鷲見口御番所より勝原口へ御手形取り通り来り候得ば、下田村へは一向相掛り不申候間、終にむかしより上前銭出申たる義覚へ無御座候と被申候、乍然下田村へ相掛申候はば、何時にも上前銭出シ可申と白川四郎兵衛・源四郎両人口を揃て被申候に付、私共内済取暖候には、免角下田にては取来りと被申、白川にては前々より出シ為申義は（だしもうせしぎは）無御座候と被申候得は、其義が公事に御座候得ば、少々ヅツは両方より歩み合にて、八幡宿は四拾八文にて御座候間、白川衆中も出シ不来候とも少々御出シ被成、下田村取来り候共少々御ふしよう（不承知）致され候て、八幡宿之半銭にて弐拾四文程も白川衆中も御出シ被成間敷哉と肝入内済に仕候得共、中々白川四郎兵衛得心不致、御肝入難有御座候得共、新規成義を始申事は相成不申、然共御吟味之上にて御裁許

を請、其故にて被仰付候義は是非に不及候間、御内済御取噯之義御断と両人被申候て、何分埒明不申候故、引合之村々も手段に不及、肝入りを可止相談に落付申候

一夫より（九月）廿二日西久保において、大隅守様へ日延内済之御断書差上申候所、同廿三日に又御呼出御座候て、其日も暮合に下田村四人を御召被成候て御尋被成候義は一円不存候、其次に剣村・八幡町・福野村・大矢村引合之村々、其外訴訟方白川四郎兵衛・九郎兵衛・源四郎御呼被成、白川三人之者共へ被仰聞候には、いかに其方共此頃引合之者共依日延に内済取噯（あつかい）之義を不相用、先達て村方にて塩に飢え候故何共分ケを立呉候と申候義は皆偽り、不届千万と、ことごとく御呵（しかり）被成候得ば、成程村方にて塩に渇へ候義は迷惑至極に存候得共、今迄出不来候上前銭出シ申義は得不仕候故、依之内済噯も御断申候と申上候得は、又源太夫様被仰候には、追て呼出吟味可申付候間、夫迄は心長に差控居よと、大きに御呵、噴り被成候、其時源四郎申上候には、乍憚御裁許之上にては、何様に被仰付候共、御恨は無御座候故、遥々（はるばる）の所是迄罷下り申候と申上候得は、又源太夫様被仰候には、夫は不申共しれたる事、此方より裁許を以申付候義を違背に及はば裁許もどきなれは、弐度国へはかゑさぬ、とかくおのれらは裁許が請度て、其義ならば塩之義ハ上有知より背中にてセ迫（負）成共、かたに懸成共為致と大きに呵責（かしゃく）被成候得は、其義は源四郎・四郎兵衛両人も有無之返答も得不申上候て困り入申候所に、源太夫様被仰候には、引合之者も口書印形可申付候得共、もはや夜分に相成、口書不究候故、追て呼出シ印形可申付候間、皆々罷帰り可申と被仰付候て、夫より御前を罷立、宿屋へ帰り申候

一同晦日（九月三十日）に御呼出御座候、右白川不残、郡上下田村不残、引合之村々不残御呼出被成、其日も暮合に御白州へ召被出、口書之趣御読為聞被成候義は、濃州郡上郡青山大和守領分、剣宿庄屋善左衛門、同村組頭助右衛門申口

一当村之義は庄屋問屋兼帯に相動居中候所にて、前々より継場御札御預り居申候得共、売人荷物之義者相対之上前銭にて付通シに為致、右相対之上前銭に御座候得ば、荷物請払帳には付不申、尤も手荷物は上前銭拾六文より弐拾七、八文にて当宿より八幡問屋迄付通シに為致申候、右之通相違無御座候、右剣宿善左衛門・助右衛門申口十月五日口書印形相済

一青山大和守領分濃州郡上郡下田村問屋長兵衛、庄屋五郎助、組頭善右衛門、百姓代利助申口

一飛州大野郡六厩村之外拾七ヶ村、油荏荷物付通牛之義、前々は九月十月濃州郡上領地へ罷通り、前々ハ継場順に継合来候所、近年荷主勝手を以上前銭にて付通させ申候、尤剣宿にては牛壱疋に付口銭四拾八文ツ、差出、夫より八幡宿へ相懸り、此所にても口銭四拾八文差出し、当村にては口銭六拾四文ツゝ差出来り候所にて御座候、尤是は近年之義にて前々は継場順々継合来り、一里六拾四文ツゝ駄賃壱駄に付、上有知迄之分取来り申候所、荷主勝手を以、上前銭にて相通り申候、殊更夜中に相掛り申候義に御座候、依之双方申争に付最寄継場之者共被召出御吟味被遊候

一青山大和守領分濃州郡上郡八幡町問屋彦右衛門、名主弥兵衛申口

一八幡町之義者御城下にて問屋場御座候、前々より岡付荷物之義、福野村へ相掛り、夫より下田村へ継合来り 申候、舟積荷物之義者大矢村問屋へ送り来り申候、飛州六厩村之外拾七ヶ村油荏牛之義も相懸申候所、荷主勝手お以、上前銭牛壱疋付四拾八文ツゝ請取来り申候、此外にも金山と申所へ通り道も御座候得共、これハ八幡町六・七里もわきにて、右八幡町之義者双方落合候所にて、拾八ヶ村何れも相掛り申候、則問屋帳日〆（ヒシメテウ）御座候に付、あらまし書抜仕り、帳面差上可申候

一同国同郡福野村庄屋新平申口
一当村之義者継場にては無御座、間之宿にて御座候間、帳面等は一札も無御座候、尤去ル酉九月と覚申候、日ハ不存候、殊二夜分之義にて御座候得ば、殊更私村方家回りより道法り壱・弐丁計も相離レ申候所にて、取合仕り候と申計りにて私によらす村方之者迄、此訳一円不存候と被申上候
一同国同郡大矢村問屋組頭兼帯安兵衛申口
一私義は問屋組頭相勤申候舟問屋に御座候、飛州白川拾八ヶ村荷物上前銭之義は受取来り不申候、木地荷物、そき板、油荏其外売人之荷物も舟積に仕候て上有知町へ送り申候、
右之者共之口書御読きかせ被成候得共、其日も夜分に相成候間、迫て印形可申付と被仰出候て、皆々宿へ帰り申候

⑥ 下田村の追訴と江戸留守居役

乍恐以追訴奉申上候　（美並村史より）

一青山大和守領分濃州郡上郡下田村惣代之者共申上候、大原彦四郎様御代官所飛州大野郡六厩村源四郎外弐人出訴仕候、出入段々御吟味被成下、尚又今五日御呼出に付乍恐追訴を以奉申上候
一継場御用向の義は剣村・八幡町並当村一同相勤来リ、聊（いささか）も相替ル筋無御座候処、訴訟方のもの共義、剣村・八幡町にては通牛上前銭差出来候得共、下田村にては差出不申候旨申上候得共、剣村八幡町にても不差出候はば格別、同シ継場の剣村・八幡町にて上前銭差出候上者、下田村も同様に候処下田村に限り上前銭差出候義、無之旨の義甚難心得一躰の継場に候上は剣村・八幡町にて請取来り、下田村も一同請取来候義相違無御座候、勿論訴訟方の者共義剱村八幡町は通り候得共、下田村は不相掛外の道通路致候旨申上候得共、右外の道ト申立候場所も下田村支配の道にて川支等にても有之節は、其道え相掛リ御用継合相勤何レにも下田村支配に無紛、然上は下田村ヲ通り候得ば勿論の義、外の道ト申候ても是又下田村支配に候上は、旁以下田村に限上前銭差出間敷旨の義謂間敷義と奉存候、御慈悲ヲ以継場一体の義に付、剣村・八幡町同様下田村にても前々の通上前銭請取侯様奉願上候、極貧窮の少（小）村少々宛の右躰助成を以継場御用相勤来リ候処、外継場に相洩レ下田村計継場の助成無之候ては、相続難仕難儀至極仕侯、偏に以右の段御聞済被成下候はば、難有奉存候以上

明和三戌年　十月五日

濃州郡上郡下田村　問屋長兵衛

（剣村留帳より）

一**同（十月）九日**に書付を以帰村之御願に引合之村々六人之者共罷出候得共、其日も暮合に御呼被成候て、直に大隅守様より被仰出候には、今日殊之外取込故追て二・三日中に罷出可申と被仰出候て、皆々宿へ帰り申候
一**同十二日**に又右之御窺に罷出候へば、其日も夕方に江戸宿治郎兵衛を御白州へ被召出、大隅守様より被仰付候には、もはや間も有間敷候間、双方壱度に印形申付罷帰すべく候間、皆々引連可帰と被仰付候て、何も力を落し、夫より宿屋へ罷帰り申候
一**十月十五日**に御呼出被成、右之通不残、白川不残、相手方郡上下田村不残、引合之村々剣宿より八幡・福野・大矢村迄不残御呼出被成候て、右之口書御読きかせ被成候て、不残口書に印形被仰付候て、皆々罷帰り申候、然共其後大隅守様より青山大和守様御屋敷へ御尋趣にて、御留

守居市川郡平治様を御呼被成候所、又大隅守様被仰候には、此間訴訟方、相手方、其外引合之者共、口書被申付候得共、兎角口書不分明之様に相見へ申候、かねがね下田の者共申口は、通前々より継合順々継来り候哉と御尋被成候得ば、大和守様御留守居被申上候には、其義は私共義、新役人に御座候間、殊に江戸屋敷に計相勤居申候得は、郡上表之義一円存不申候、然ル上は郡上表郡代方へ飛脚を以申遣シ、聞合其上にて御返答可申上候と御受被成、屋敷へ御帰り被成候、夫より**十月十九日**に郡上表へ飛脚御出シ被成候、夫故私共義力を落シ居申候、然ル所八幡町・剣宿は壱ヶ村にて弐人ツゝにて御座候得ば、免角両方にて壱人ヅツは国元へ帰り、御年貢之時分を申立に致し、帰村之御願出シ可申と相談致候所、剣村義は助右衛門を帰シ可申と落付候得共、八幡町之義両人帰国之事にて何共相談落付不申、夫故剣宿計**同（十月）廿七日**に助右衛門帰村御願書を以罷出候、願書之趣左に

一青山大和守領分濃州郡上郡剣村庄屋善左衛門・組頭助右衛門、右之者共牧野大隅守様より急御用に付御召出被成候所、長々江戸表に相詰メ甚難義仕候、殊に国元御年貢取立之時分にて、村役共居不申候らはでは取立も難相成、殊に国元出立之節には急々之義に御座候間、路用等も得賄不仕罷下り候得ば、宿払等にも差詰り、甚迷惑至極に奉存候、依之何卒御慈悲之上、右助右衛門壱人帰村被為仰付候はば、重々難有仕合に奉存候、依一札如件

右之趣書付を以**十月廿七日**西野久保において大隅守様へ罷出候得者、早速帰村被仰付難有罷帰、夫より**霜月朔日**に江戸大口屋平七と申仁、上下弐人、外に万右衛門と申仁、郡上郡青山様へ御用に付被登申候に付、是ヲ頼み助右衛門殿も同道にて罷帰り被申候、其日善左衛門江戸新橋迄見送り、罷帰り申候 **霜月廿四日**に牧野大隅守様へ飛州不残、郡上郡下田村不残、引合之村々剣宿る八幡町・福野村・大矢村、右四ヶ村之者共御呼出被成候而被仰付候二者、**明廿五日**裁許可申付候間、明六ツ時御天訴へ可罷出と被仰付候而、夫より宿へ帰り申候

一**同（十一月）二十五日**白川不残、郡上下田村不残、引合之村々剣宿より八幡町・福野村・大矢村、右四ヶ村之者共、明六ツ時に御天訴へ可能出と被仰付候て、御懸り之殿様方不残被遊御出、夫々に御裁許書を以、御読為聞被成、御裁（許脱ヵ）書被仰付、御暇被下、夫より御天訴ヲ罷下り、夫よ西野久保大隅守様御屋敷へ帰村之御願に参り候得ば、早速帰村被仰付、夫より宿へ罷帰り申候

⑦ 判決とその後の経過

次の判決を述べたのは、道中奉行を兼ねた寺社奉行。その外勘定奉行が四名、町奉行が二名。また、裁許書はそれぞれが書きとるように奉行所が勧めていた。

（剣村留帳より）

一十一月二十五日、松平伊賀守さま仰せられ候には、右村々の者ども、他国へ通行の節、本宿旅籠屋の外間の宿に止宿致すこと御公儀よりも堅く御停止の義に御座候得ば、間の宿に止宿致すまじき候こと、右村内の内福野村義にても止宿致させまじく候こと、右の趣堅く相守り、かねて御公儀へ御苦労相懸け申しまじく候。

寺社奉行　　御勘定奉行

土井大炊頭様　　牧野大隅守様
久世出雲守様　　安藤弾正少輔様
松平伊賀守様　　石谷備後守様
道中奉行兼ねて　　伊那備前守様
町御奉行　　御勘定御留役組頭
依田豊前守様　　江坂孫三郎様

土屋越前守様

お留役（書記で裁判官でもある）
横谷幸之進様
万年七郎左衛門様
向山源太夫様
辻左源次様
上野善右衛門様
平屋弥三右衛門様
川西吉治郎様
松井豊八様

飛州白川拾八ヶ村
訴訟方
六厩村　源四郎
中畑村　四郎兵衛
岩瀬村　九郎兵衛
牛方黒谷村　伝四郎
百姓　治右衛門
同　文四郎
三尾河村　孫右衛門

相手方
下田村問屋　長兵衛
同村庄屋　五郎助
同村組頭　善右衛門
同村百姓代利助代　平四郎
引合村々
福野村　新平
大矢村組頭安兵衛
剣村庄屋問屋兼帯　善左衛門
同村組頭　助右衛門
八幡問屋　彦右衛門
同町名主　弥兵衛

裁許書（判決文　美並村史より）

差上申一札之事

一飛州大野郡白川郷六厩村拾七ヶ村惣代源四郎外弐人訴上候は、拾八ヶ村山中にて塩並茶無之、油荏を作り、牛付荷物にいたし、毎年九月十月の内濃州上有知村へ付出し、売払代銭を以塩並茶を調（ととのえ）、戻り荷物にいたし付帰り候仕来に候所、同国下田村のもの共大勢福野村地内へ出向、口銭可差出旨申聞荷物差押候旨申上之候

一濃州郡上郡下田村長兵衛外三人答上候は、飛州白川郷拾八ヶ村、油荏牛付荷物前々は馬継にいたし、駄賃銭請取候所、近年附通しの儀を申聞候得ば、上前銭為差出見遁しにいたし候処、下田村を不罷通、福野大矢村両村へ懸り、上有知村迄附通シ、相対の上前銭も不差出候間福野村迄出向ひ荷物差押候儀の旨申上之候、

右出入被為遂御吟味候処、飛州大野郡白川郷拾八ヶ村の儀山寄の村方にて塩並茶は無之、毎年油荏を作り牛付荷物にいたし、濃州郡上郡向鷲見口坂本口居村より最寄次第、右両所の内口留番所へ口役銭差出し、切手請受、同国剣村並城下八幡町へ相懸リ、相対の上口銭差出し馬継には不致、牛附荷物其侭に附通し、夫より福野村大矢村を罷通リ上有知迄附通し、荷物売拂候儀にて下田村へ相懸リ口銭差出し候儀は無之旨申立、下田村並引合村々のもの共も八幡町迄罷通候、村順は申口も符合仕候得共、剣村八幡町のもの共者、岡附荷物は前々より下田村へ相懸リ継場故、剣村八幡町も同様の儀に候得とも、口銭為差出候儀は相対の儀故不存旨申上之候処、近年拾八ヶ村の牛附荷物下田村を不罷通福野大矢両村へ懸り罷通り、口銭不差出候故荷物差押候儀の旨下田村のもの共申上候に付、八幡町より下田村迄継場帳面道順御吟味の上口銭請取候儀下田村帳面に認無之、其外双方共無証拠申分御取用難成候に付、下田村御領主（印）役人中へも御尋の上、八幡町より上有知村迄道法八里程故、往返には人馬諸荷物下田駅にて継立、福野大矢両村通リハ継場等も無之船積荷物等は品に寄大矢村船場迄差送り、同所船問屋より上有知村へ積下シ候儀も有之候得共、右道筋は下田海道より三拾町程道法遠き方に有之、併下田村より上有知村への道筋に

船渡弐ケ所有之、満水之節又は道橋破損等にて下田海道差支候節福野大矢両村通を罷越候得共、全往還儀道筋と申にては無之、道幅狭く通違等も難相成旁、飛州拾八ヶ村の牛荷物に限り前々より福野大矢両村を通リ来候と申立候段、拾八ヶ村申分難立候、依之被仰渡候は拾八ヶ村牛荷物の儀、剣村八幡町下田村夫より上有知村迄右村順に附通し、満水又は道橋破損等にて下田海道差支候節は福野大矢両村を可罷通は格別、尤口銭の儀は相対の儀に付不被及御沙汰候、且下田村のもの共押置候油荏荷物は伝四郎外弐人相返し、以来双方致和融及再論間敷旨被仰渡、逐一承知奉畏候、若相背候はば御科可被仰付候、仍て為後証連判一札差上申所如件

大原彦四郎御代官所

飛州大野郡白川郷

六厩村
三尾河村
黒谷村
寺河戸村
惣則村
一色村
猿丸村
新渕村
町屋村
野々又村
中畑村
牧戸村
牛丸村

東本願寺掛所　高山照蓮寺領

同郡

岩瀬村
赤谷村
海上村
尾上郷村
中野尾村

右拾八ヶ村惣代
六厩村百姓代　源四郎

割印

明和三年十一月廿五日　訴訟方

中畑村　四郎兵衛
岩瀬村　九郎兵衛

青山大和守領分　濃州郡上郡下田村　問屋　長兵衛

相手方

庄屋　五郎助
組頭　善右衛門
百姓代　利助

御吟味に付罷出候

同郡領分

同郡劔村庄屋　善左衛門
八幡町　庄屋　弥兵衛
問屋　彦右衛門
福野村庄屋　新平
大矢村組頭問屋兼帯安兵衛
右黒谷村伝四郎代
百姓　次右衛門
同　文四郎
三尾河村同　孫右衛門

御評定所

（題はないが裁判に関わる資料　美並村史より）

態（わざわざ）申越候、此度飛州白河郷十八ヶ村と其村出入に付、問屋並三役人江戸御評定所へ被召呼候処、御裁許も品能相済何れも一段の事に候、然ル処百姓代利助、其節故障有之為名代平四郎罷越候儀、役外殊に老人の事別して大儀の至に候、右為挨拶申遣候　以上

（明和三年）
十二月十五日

山田傅右衛門快義　花押
斉木孫兵衛　直峙　花押
下田村問屋　長兵衛殿
庄屋　五郎助殿
組頭　善右衛門殿
百姓平四郎殿

覚　（美並村史より）

一荏叺　四叺
一表　弐表
　数〆六ッ（印）

右旨出入之儀に付置預ヶ申候油荏、下田村より上有知迄駄賃銭相渡シ、問屋源左衛門方にて慥に請取相済申候

以上

（明和三年？）二月朔日

白川惣代牧戸村　喜三郎　印
白川惣代一色村　甚兵衛　印

下田村問屋
長兵衛殿
庄屋衆中

これで一件落着ではなかった。その後の事

（高鷲村史より）

【剣村上前銭の紛争】　次の文書は江戸の中期末明和年中（一、七六六年）に於ける問屋、馬方などの間に於て下田村剣村の上前銭のことについての紛争に関するものである。

明和三戌年十月五日（正ヶ洞区長文書）

飛州大野郡六厩村の外拾七ヶ村と下田村問屋上前銭（うわまへせん）出入の節御勘定奉行牧野大隅守様え召呼ばれ口上書御読み聞かせ印形御取り成され候写

剣村庄屋　善左衛門
組　頭　助右衛門

一、当村の儀継場にて御座候処前々より上前にて附け通られ荷物継合申さず候に付帳面等も御座なく候、飛州六厩村の外拾七ヶ村油荏の儀壱俵に付銭拾六文程も請取り申候、其外商人荷物の義は三十二文も取り申候□□□□継合仕らす候是より八幡えは村々相続き申候、

右の通り少茂相違御座なく候以上

明和三戌年十月五日（一七六六）

剣村庄屋　善左衛門
組頭　助右衛門
外大矢　壱人
福野　壱人
八幡町　壱人

御奉行所

（この文書の日にちはまだ裁許の前。これは口書で印を打ったものの写し。それを見事に利用している。ところが八十年後には・・・）

覚（正ヶ洞区長文書）

此辰春より剣村新規に問屋相立て、上前銭出荷壱駄につき四拾八文づつ登り荷壱駄に付三拾弐文厳敷く取立て迷惑に相成荷持ちの者より懸合ひ等も致し候得共、宿場問屋等と申し一向権威を募り聞き入れ申さず、当六月より馬方刎銭（はねせん）などと申し合の外に八十八文づつ取り立て候に付七月十九日より村々役前罷り出て、段々御願申上候処十月十四日夜御役所に於て願通り先例成に拾六文づつ仰付けられ一統有り難く畏り奉侯、然れ共此春より上前銭多分取り立てならびに当七月より毎度罷り出で多分雑用等相懸（かけ）候儀は全く剣村に於て無法に新規相始め一統迷惑致し候に付、村々申合せ定めの事

相談の上定

一、剣村馬方何れの村々え参り候共決して荷物相渡し申すまじき事

一、奥筋御年貢是まで剣村へ相対継に相渡し侯処向後同村へ一切継ぎ申す間敷き事

一、剣村商人何れの村々へ参り宿等相頼み侯共相断り申すべき事尤も親類など叶わざる用事これ有る者はゆきき致すべき事

一、八幡より奥筋二十五ヶ村の内へ登り荷物剣村馬方へ相渡申さず様相頼み置き申すべき事

右の件に一統相談取極め侯、相違これ無く候、為後日依而如件

巳十月

奥筋村々

注　別紙六厩村外十七ケ村問屋上前銭云々の文書は明和三戌年であるから本文書の巳年は安永二巳年（一七七三）であろう。（これは万留帳から考えると弘化二年のことだと思われるが、月が矛盾する）

【紛争再発】　弘化二年（一八四五）に紛争をおこし藩の役向きまで持ち出した。（紛争再発ではなくその解決であろう）

差上申一札の事（正ヶ洞区長文書）

一、剣村宿場上前銭の儀に付先達で口上書を以て願ひ上げ奉り候処此度御役方様御立越し遊ばされ明和三戌年十月五日より御公儀様仰せ渡され候御書付の趣御読み聞かせの上厚く御和解仰せ聞かされ侯に付一統承知畏り奉り侯、然る上は右上前銭の儀に付少しも故障等申し出てまじく候、後日の為め一札差上げ候処仍て如件

弘化二巳年八月日

正ヶ洞村筆頭　惣右衛門　印
同断　弥一郎　印
同断　利助　印
同断　弥忠治　印
百姓代新兵衛　印
組頭　弥三右衛門印
庄屋　惣左衛門　印

浜野又兵衛殿
今村助三郎殿

この紛争について「**万留帳**」（弘化二年）には次のように記している。（以下大和村史より）

「『去る辰年（一八四四）ころより、剣村宿役を申し立て、付け通しの荷物に、うわまえ、或いは馬方はね銭などと申し、一駄に付き五十文より百二十四文、又人により三百文位も取り候に付き、上保奥筋弐拾五ヵ村一致し、追々故障に相成り、その後御上様御内御同心中、裁許にて、以前の留平取り引きの通り、拾六文ずつと書付相渡り、事済みに相成り候、其後、右弐拾五箇村は剣村を悪（にく）み、今不通になり候、またぞろ剣村段々御上様へ願い立て致し候趣きにて、済み場相知れ申さず候なり』

また、この上前銭紛争については「剣邑留帳」にも記しているが、それによると翌弘化三年八月に剣村から藩庁へ願い出たが、却下されて上前銭は一六文ときまったようである。これだと八〇年前の明和の頃と同じになる。」

（剣村留帳によると、この前に大水が出て堤防が崩れその出費が重なっている。また、「当駅奥筋と上前銭の義につき故障見舞」近隣の村や下の村々から見舞金や酒が出されている。

「付け通し」のことについては具体的な記述はない。しかし、弘化三年八月には未進のための借金が二千両ほどになり、村で相談して二百両を持ち高で分担して返すようにしている。一村を上げて財政難におちいったことがうかがえる。）

考察

この裁判は当時の裁判の様子だけでなく街道のシステムの問題も出てきて興味深い。白川からの道順は、切立から阿多岐へ出て牛道（まさに牛が通る道）を通るルートが普通だった。本宿は郡上街道では剣宿、八幡町、下田宿。その外、国境には口番所がある。下田村（宿）には船問屋があって川を渡す。牛を渡すとなると大変（出費も多い）なので、渡らずに左岸を美濃市まで牛で運んだと思われる。

口番所の役銭は、油荏一貫目につき八文。茶にも役銭がかかるから行も帰りも口番所で税金を取られる。さらに途中の宿で口銭がかかるのでかなりの出費になる。

この裁許は幕法をそのまま当てはめたものであるが、剣村にとっては引合いだけでそもそも迷惑なのだ。作者（庄屋）は日記を書いており、留帳には大事なことだけを書き写している。その間の苦労話とせめてもの本宿のことを書いたのだろうが、この時に郡内の村々に知らせた剣宿の上前銭のことが、後に上の保の村々との故障の時に、先例として裁許（明和三年の通りにせよ）につながってきたことが正ヶ洞文書によって示されている。

裁判記録には飛騨の白川郷のことが出てくる。飛騨の代官大原彦四郎は大原騒動を起こした張本人。やがて郡代となる。さらに、白川郷に照蓮寺領があったこともわかる。油荏は食用だけでなく、油紙、雨傘、ちょうちんなどの防水加工に用いたという。美濃市には和紙が集まったから油紙や雨傘の為に用いたと思われる。

白川郷が下田村を訴えたのは、

「白川郷から油荏（えごまの油、その外硝煙、タバコの葉）を牛に運ばせて上有知村（こうずちは美濃市のこと）まで運び塩や茶を買ってまた帰っていくけど、下田村の者が泊った福野村へ押し寄せてきて荷物を差し押さえた。というのは下田村を通らずに大矢村から左岸を通って美濃市まで行って荷駄賃を払わなかったから。これに納得いかなかった六厩村の代表が訴えたもの。そして関係する宿や村の庄屋等も江戸に呼び出されている。」

白川郷としては口役銭や駄賃を少しでも少なくしようとした

のだろう。また白川郷で荏胡麻だけでなくタバコの栽培や硝煙づくりをしていることがわかる。

判決をまとめると、

「それぞれの言い分を認めたうえで、公的に決められた継場は剣、八幡、下田である。満水や道橋の破損の時は福野や大矢を通っても差し支えないが、本宿である下田を通るのが筋である。口銭については相対(あいたい)で相談のうえのことなので沙汰に及ばず。下田村が差押えた荷物は白川側にちゃんと返すこと。今後仲良くやるように。」

と言っている。

「美並村史」には訴え状や返答書や裁許書は載っているが、途中の評定所の詳しい様子は書かれてない。でも、引合い（証人）で行った「剣村留帳」には評定の内容が詳しく書かれているので、江戸の評定所の様子や内済（示談）の状況もわかる。

こんな疑問が浮かんでくるがその答えは本文の中にある

・訴訟の仕方は？
・示談の勧めはなぜ？
・幕府の評定所の構成は？
・留役（書記）が裁判を進めている
・郡上藩のことについて留守居役に問いただしていて、地元へ飛脚を出している
・郡上大和から江戸まで何日かかるか？　飛脚だと？
・両者の言い分が全く異なるのはなぜだろう？
・白川郷は内済をなぜ受け入れなかったのか？
・返答書の中の駄賃の計算はどうやっているのか？
・四月から十一月まで足掛け八ケ月に及んだが、その間の滞在費や裁判が無い時はどうしていたのだろうか。
　などなど

「剣邑（村）留帳」は大和町剣の此島統子さんが代々伝えてこられたもので、翻刻は大和古文書読ままい会（代表佐藤光一氏）が行っている。

また「美並村史」「大和村史」「高鷲村史」からも引用させていただいた。

訴状は目安（めやす）、調書は口書（くちがき）、判決は裁許（さいきょ）と呼ばれ、判決にあたっては原告と被告とに裁許状が交付されました。上訴制度はありませんでした。また地方から出てきた人を宿泊させる『公事宿』がありました。また、民事訴訟などの手続きを当事者の代わりに行う『公事師』もいました。この公事師が現在の司法書士です。

読み方について

被下置（くだしおかれ）
被成　（なされ）

図(1) 本村近世末期交通略図

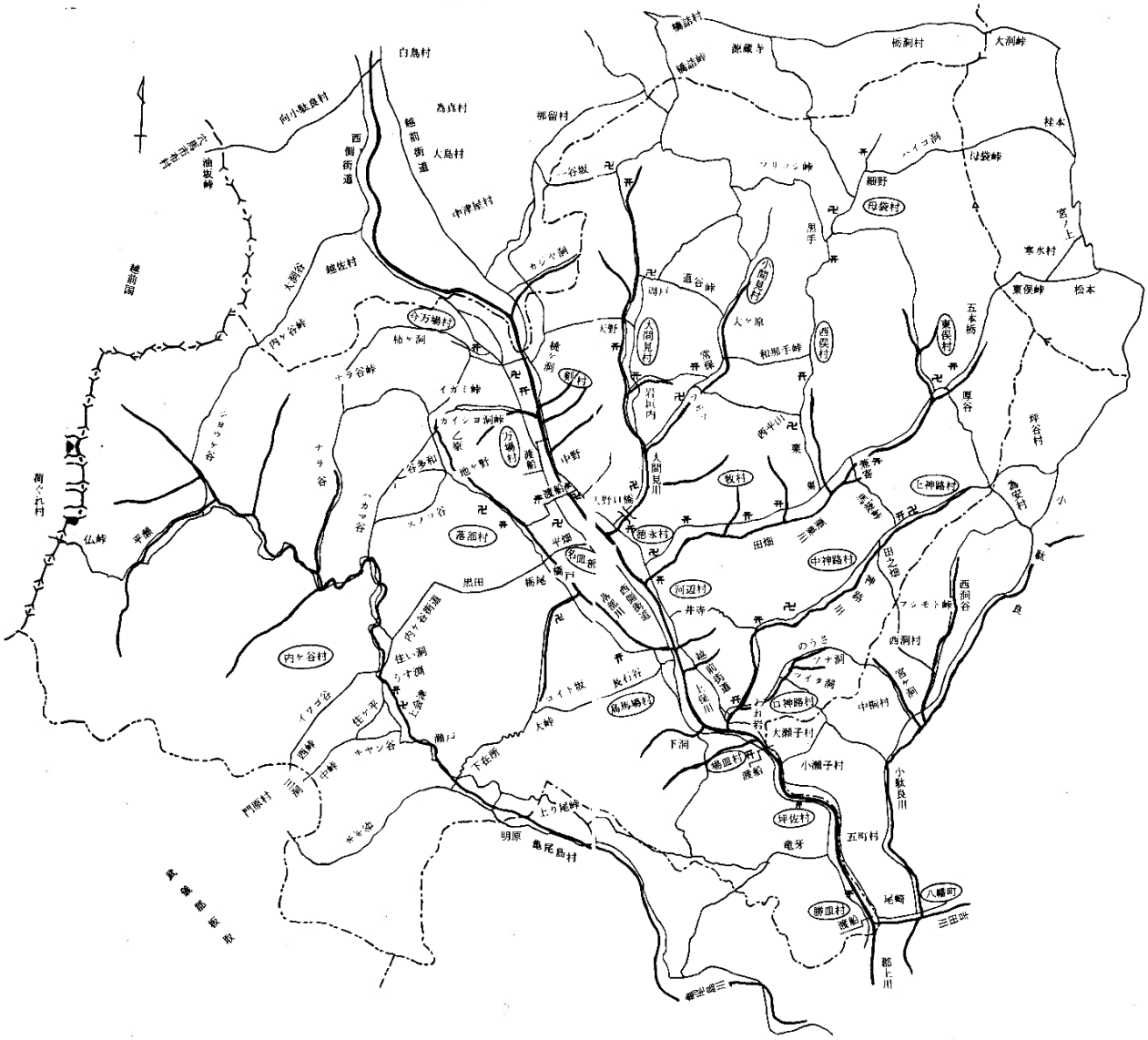

その他 ⇩ **近世古文書用語検索システム**

図（大和村史より）
大和村における江戸時代の街道
白川郷からは長良川左岸を通って下田渡まで来たと思われる。